



発行所
 大阪府衛生管理協同組合
 編集事務局・広報部
 〒556-0011 大阪市浪速区
 難波中2丁目7-25
 TEL 06-6633-2460
 FAX 06-6633-1652

浄化槽は明日への投資

大阪府衛生管理協同組合理事長 米田 健 司



新年明けましておめでとうございます。

先年（令和3年10月）に和歌山市の水道橋が老朽化により崩落しました。この事件は、崩落の様子が映像にとられていたこともあり、世間に大きな衝撃を与えました。これを機に、社会インフラの老朽化が特に注目されるようになりました。

大阪でも、水道管の老朽化が問題になり、令和4年度に大阪市は市内の水道管の更新事業を企画し、千八百kmの水道管更新に4千億円近い予算を計上したものの引き受け手がいなかったそうです。管に大小があるにせよ、1km当たり2億円のお金を掛けてもできなかつたのです。上水道は法定耐用年数四十年ですが、水道管の更新に今のペースだと百三十年かかるそうで、こ

れでは積み残しばかりになります。

同様に全国の下水管も危機的状況です。全国で、発生する道路陥没の約5千件が下水道管の老朽化が原因だそうで、研究者は、警鐘を鳴らしておられます。

特に下水道管は汚水が流れるため、傷みやすく切実です。下水道設備の老朽化とその更新と共に、国の財政の逼迫や人口減少、地方の過疎化が加わり、生活排水対策としての下水道のあり方が、厳しく問われております。

まずは、当初の計画が過大です。都会の真ん中などでは、敷地や効率性の点からも、集中処理が効率も良いのは勿論です。しかし、国の試算でも、そのような場所は、日本全体から見れば都市圏の限られた場所だそうです。

さて、電気やガスでは、燃料費の高騰とか電力不足とかは聞いても、送電や配管の老朽化で困っているとの話は聞いたことがありません。上下水道とどこが違うのでしょうか。上水道は、市町村が給水地域と指定すれば、どれほど費用

地域に指定されていたので、申し込んだら、市が数千万円もの費用で圧送の設備を設置、給水申し込みの負担は数万円で済んだ事例もあります。もし、この一軒が転居したらどうなるのでしょうか。数千万円の設備が無駄になり、後々その維持費や撤去費も必要です。水道事業の原則は企業会計ですから、何らかの形で資本費の回収を考えるべきでしょう。

このような、建設時の負担という事情が、電力については経済的に成立し、民間で運営できている理由であり、一方で、上下水道が自治体の財政を圧迫し、結果として、民生費、衛生費にまで悪影響を及ぼしている原因だ、と思えるのです。

公共下水道が、供用開始の時にその負担を肌で感じるシステムであれば、生活排水処理の現実的な解答として、合併浄化槽が住民にも理解を得やすいと思うのです。以前から、やみくもな公共下水道は、借金を子供に尻拭いさせることだと言ってきました。下水道の特性と限界を見極めたうえで、浄化槽を考えることが未来への投資だと考えます。

その一歩に下水道接続料や使用料に、建設費・更新費を反映させるべきです。

これには、住民の生活・幸福のために金を惜しむな、との反論もあるでしょう。しかし、自治体の財政が破綻すれば、そのツケは住民自身に跳ね返ります。そんなところからは逃げ出せば良い、との意見もありますが、結局は、そこから逃げ出せない弱者が

取り残されます。他所に越そうにも、身寄りが無かったり、家族の事情などがあると転居さえままならないからです。

大阪ならではのことに「金の無いのは首の無いのと同じ」といいます。これが太閤さん以来、自らの才覚と汗で町を、つまり自分たちの暮らしを守ってきた市民の感覚です。役所の事業でも、最後はソロバン勘定です。無い袖は振れないからです。

将来の日本の姿を見据えた構想としてコンパクト・シティがあります。この実現にも都市周辺での生活排水対策が必要で、ましてや、今の時代に水洗トイレは必須です。「浄化槽は、社会のインフラたるべし」と考える私ですが、浄化槽法改正で、浄化槽の活用・普及に関連して協議会の設置が謳われました。国としても、行政と業界の垣根を越えて、できる限り広く意見をとり入れ、一丸としてあたりを、との表れと感じております。日々、浄化槽に携わるものとして、生活環境の保全という大きな世界の中では、ささやかな分野であるかもしれませんが、これからは、浄化槽の普及に微力を尽くしたいと考えております。

最後に、日頃から、私の励みとする歌を掲げて結びいたします。

大空に
 そびえて見ゆる
 たかねにも
 登ればのぼる
 道はありけり
 （明治天皇御製）

あけましておめでとうございます (令和6年)

顧問	監事	監事	理事	副理事長 総務委員長	理事	理事	理事	副理事長 広報委員長	理事	理事	理事	副理事長	理事
藤野静男	柿花江美	瓦谷昇次	菅直人	片山敏	蓬菜谷勝玄	辻貴之	永田伊智朗	野中久泰	土井健一	齋藤純代	森広治	三ツ川浩一	米田健司

大阪府清掃事業連合会研修会開催される 一般廃棄物の適正処理の推進



(橋本大府連会長の開会挨拶)



(米田理事長の挨拶)

後、地域廃棄物適正処理推進議員連盟所属の国会議員の方々から廃棄物対策に関する熱意あふれる祝辞をいただくとともに、環境省近畿地方環境事務所資源循環課、大阪府環境農林水産部資源循環課からもご挨拶をいただいた。



(環境省近畿地方環境事務所山根氏)

今回の研修の講演第一部では、「一般廃棄物の適正処理の推進について」と題し環境省近畿地方環境事務所資源循環課長から説明があった。あらまは次のとおり。

・今回の「コロナ」により、一般廃棄物の適正な処理が地域の生活環境保全と公衆衛生の向上のために不可欠な業務であること、平時からの備えが重要であること認識されたことから、

六・一九通知は、市町村の一般廃棄物行政においては、環境保全を前提とし、国民の安心・安全確保と循環型社会の形成のための施策を推進することを目的に通知したものと

である。十・八通知は、平成二十六年一月二十八日最高裁判決をふまえて市町村の一般廃棄物処理責任は極めて重いことをあらためて都道府県知事・政令市長あて部長通知したものである。なお、最高裁判決は、平成十九年十一月三十日東京地裁判決(契約において一般競争入札によらなくともよいとの趣旨)を踏まえている。

そのうえで、市町村の一般廃棄物処理責任は極めて重いことと、一般廃棄物処理は、地域環境の保全、衛生確保の根幹をなすため確実性が重要で、処理計画に基づいた適正な処理が必要であること、また事業の災害発生時を含めた継続性が特に強調された。以上を踏まえて次の通り説明があった。

(1) 事業系廃棄物の取り扱い

「その性状、排出量、処理困難性等の問題から市区町村責任の下で処理が円滑に行われている」とは言い難いもの以外のものについては、市区町村の処理責任としている。また、公衆衛生の観点から速やかな処理が重視されることもあり、事業系一般廃棄物としての処理が求められることとがある。なお、小規模事業場や個人商店などから排出される少量の廃プラスチック等の廃棄物を産業廃棄物として扱う場合には、これらの事業者に対して産業廃棄物と

して様々な規制がかかる。(2) 許可なく一般廃棄物が収集運搬された事実
一般廃棄物収集運搬業の許可を受けずに、学校法人の子会社等が学校法人から一般廃棄物の収集運搬を受託し、市町村の一般廃棄物の処理施設まで運搬し刑事事件として取り扱われた事例の紹介があった。



(熱心に聞き入る聴衆)

がある。(5) 建築物の解体時における残置物の取り扱い
平成三十年六月二十二日付け廃棄物適正処理推進課長・廃棄物規制課長通知「建築物の解体時における残置物の取り扱いについて」について説明があった。

・処理責任は解体工事の発注者から直接当該解体工事を請け負った元請け業者にあること。一方、当該建築物の所有者等が残した廃棄物(残置物)については、その処理責任は当該建築物の所有者等にある。このため、建築物の解体を行う際には、解体前に当該建築物の所有者等が残置物を適正に処理する必要がある。

・残置物が一般廃棄物である場合、その処理を受託には産業廃棄物の許可だけでなく一般廃棄物処理業の委託・許可を受けなければならない。これは、リフォーム工事など、建築物の解体以外の場合も同様である。

またこれに関連して、遺品整理等に伴って発生する廃棄物の取り扱いについては、一般家庭で整理した遺品の中で廃棄するものは一般廃棄物であり、産業廃棄物の収集運搬業許可、事業系一般廃棄物に限定された収集運搬業許可では運搬できない。

(6) 災害廃棄物の対応
「今後の災害廃棄物対策について」として、災害廃棄物とは自然災害に起因して発生する一般廃棄物であり、廃棄物処理法にのっとり市町村が収集・運搬し、適正に処理を行う必要がある。ただし、大規模災害など市町村による処理が困難な場合には、処理の一部について、都道府県への事務委託又は国による代行処理を行う場合がある。いずれにせよ、

・被災した市民の衛生環境や安全を第一とする
・スピード感を持って処理にあたる
・適切な分別を行うなど、費用にも配慮する
との点が重要である。

また、
・市町村の3R化ガイドライン
・一般廃棄物処理におけるリチウム蓄電池等の現状と環境省の取り組み
・地域循環共生圏の構築及び気候変動対策の各項についても説明があり、いずれも第五次環境基本計画の基本的方向性として、地域循環共生圏の創造、世界の範となる日本の確立、環境・生命文明社会の実現をめざすこととしている。

講演第二部では「10・1知の基本的事項に踏まえた行政・業界の連携協力の推進について」と題し、一般社団法人全国清掃事業連合会専務理事山田久氏による講演があった。あらまは次のとおり

今年度の全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議では、事業系活動に伴って生じた廃棄物の適正な処理に関して、かねてから業界も主張していた一般廃棄物と産業廃棄物の取り扱いについて記載されている。さらに、規制権限の及ばない第三者によるあつせん等についても触れられている。このブローカーの介在は、中抜きや、過度な価格競争を生み、廃棄物処理業者の疲弊

や不適正処理につながるものである。このようなブローカー的行為を排除するには、業界として一致団結することが重要である。

片山副理事長大阪府環境衛生功労者表彰
十一月九日(木) 大阪市中
央区の府立ドーンセンターで大阪府環境衛生功労者知事表彰がとり行われ、当組合副理事長片山敏氏が受章されました。おめでとうございます。



(國中副会長の閉会挨拶)

今回の研修も、「コロナ」等への安全対策から出席者を絞ったにもかかわらず、行政関係からも五十名近くの出席があり参加者は百七十三名に上った。

式典で挨拶する渡邊副知事



(式典で挨拶する渡邊副知事)

業界を取巻く労務などについての疑義応答

木村総合法律事務所 弁護士 木村真也氏



（講義中の木村弁護士）

2024年問題をきっかけに今後、

時間外労働・長時間労働を中心とする労務問題が、運輸関係のみならず産業全体に波及することが考えられます。もとより人手不足とされる当業界でも深刻な影響を受けることが考えられることから、今年度の法務研修では、法律から見た労務・雇用における問題点の他、今後のあり方についても、当組合法務顧問 木村真也弁護士からお話しいただきました。内容は、

「2024年問題では、運輸関係だけに注目が集まっていますが、根本的には過剰なサービスとそれに対するコスト意識の低さがあげられます。今回の解説の中でも、人手不足や生産性を改善する問題は、物流業界に限らず、日本の奥の中小企業が抱える問題であった。大企業では、労働時間を規制し、経費を顧客に転嫁することができて問題が改善しても、中小零細では時間外手当が減り、そのために転職やダブルワークになることもあり、元も子もなくなることも

ある。コストが合理的に負担・転嫁される構造とならないとこの問題は解決しない。今回、併せて寄せられた質問にもそれが表れている。」との先生の講話でした。

くしくも、環境省から都道府県に出された「一般廃棄物処理の安定的な継続のための体制強化について」との局長通知と機を一にするものといえます。

なお、この内容は、昨年と同様、音声データと資料をネットでの配布で伝達させていただいております。

併せて組合員から、労務関係以外にも、各種の法律的な質問が寄せられておりましたので、この機会に木村顧問にお尋ねしたところ、過去の質疑応答事例も含めて解説いただきましたので、この部分につきまして機会ですので取りまとめ、この紙面にてご紹介いたします。

【質問1】
●事件現場の第一発見者になるなど、巻き込まれたときの対処について
○当組合員が、事件の第一発見者となり、警察から何度も証言を求められるなどしました。このような時に備えるための普段の心がけはどのようにに気を付けたらよいでしょうか。また、実際に警察から呼び出しがあった時にはどのように対応したらよいでしょうか。

ある。コストが合理的に負担・転嫁される構造とならないとこの問題は解決しない。今回、併せて寄せられた質問にもそれが表れている。」との先生の講話でした。

【答】例えば①交通事故に出くわした場合、②深夜に道路で人が倒れている（寝ている）場合、③住居から火があがっている場合などがあります。まずは、人身傷害の有無を確認し、救急車を呼ぶことが必要であれば呼び、警察へも通報することが適当です。可能であれば、現場の状況について写真、動画で記録する、録音をする、ドライブレコーダのデータを保存するなどの証拠を残しておくことが有益です。後日、警察から繰り返し話を聞かれる場合もあるため、重大な事件であると思われるときは、上記データとともに、メモを残して、記憶喚起をしておくことも方法でしょう。

【質問2】
●業界イメージの向上と従業員の権利擁護について
○匿名掲示板5chで「バキューム車、バキュームカー」を検索すると、さまざまなスレッドがたてられております。また、YouTubeでも多くの動画がアップされており、中には、匿名掲示板等で話題になったものを動画化しているものもあります。この様に当業界は、とかく3K職場ともみられ、少なからず世間から好奇の目にさらされています。そのため従業員の新規採用もままならぬこともあります。相互監視社会ともいえるこのような状況の中で、従業員の

人権を守り、また業界全体のイメージ向上のために、どのようなことが考えられるでしょうか。以前、「法令遵守、特に市民との関係性を意識して」ということで、市民の目を意識したお話をお願いしましたが、イメージという法を超えたものを向上ないし改善していくにはどのような手立てがあるとお考えですか。

【答】
○業界を挙げて取り組むことは非常に重要であることは、物流2024年問題と共通する面があります。
○各社での取り組みとしては、①残業が少ない、②有給が取れる、③給与、残業手当が適切に支払われる、④働きやすい（社内のいじめや取引先からの嫌がらせなどがない）、⑤衛生管理の徹底等といった、基本的な環境をきちんと整備していくことが大切です。
○弁護士業界についても、平成21年から司法制度改革により、弁護士が急増した結果、就職がないなどといった状態が生じ、弁護士離れが生じており、決して他人事ではありません。

【質問3】
●従業員の無用な時間外勤務
○従業員の居残りは管理していたのですが、ある従業員が無用に早朝出勤し、それを記録していたために、彼が退職

する際に、それを残業代として清算を求められ、苦慮したことがあります。どんな対応をとっておけばよいでしょうか。

【答】
○非常に多くみられるトラブルの事例です。
○時間外労働は、本来、会社（使用者）が、その旨「業務命令」をし、従業員がこれに従い労働したことが前提となります。
○しかし、実際に、従業員が、会社の事務所、工場、取引先等業務関係の場所に「いた」だけで、業務をしていたと認定される可能性が高まります。
○また、取引先から、多少回りを道をして余計な時間をかけて、移動していた場合も、労働時間と扱われる可能性が否定できません。こういったことを防ぐために、明確に（場合によっては書面で）労働を禁止する、自宅に帰る、早期出勤を禁止する旨を明示的に命令することが望まれる場合があります。

【質問4】
●再雇用職員の扱い
○定年後に従業員を再雇用したのですが、事前の話と違って、ほとんど出勤せず、辞めるように言うと、会社都合だから手当てが欲しい。また、失業保険を有利にしたいので離職証明を会社都合にしてほしいとのことでした。いくらかの解雇手当は仕方ないと思うのですが、会社都合の退職とすると、会社に不利になるし聞いたのですが、いかがでしょうか。

【答】
○これも比較的多くみられるトラブルの例です。
○やめてもらいたくてもやめてもらえなくて困るケースがあります。この場合、「解雇」できるかが問題となるが、難しい例が多い。
○やめてもらうことで話がまとまった場合（解雇ではなく、「退職届」を書いてもらえる場合）にも、「会社都合」か「自己都合」かが問題となります。

○通常の円満退社（いわゆる「一身上の都合」による退社）は、「自己都合」、他方、会社から要請して、やめてもらう場合が「会社都合」です。
○主な相違は、失業保険の受給ですが、
①待機期間…自己都合7日＋2か月、会社都合7日
②給付期間…90日＋150日、会社都合…90日＋330日と違いがあります。また、各種助成金（トリアル雇用助成金、労働移動支援助成金、中途採用等助成金、特定求職者雇用開発助成金、地域雇用開発助成金、障害者雇用安定助成金等）の受給する要件として6か月以内に会社都合退職がないこと等がある場合があります。

○そうであれば、条件を多少譲歩してでも、自己都合としてもらう方が、会社に有利である場合がでてきます。

【質問5】
●浄化槽権原者への法的対抗について
○浄化槽法で定められている保守点検や清掃が全く行われていない浄化槽があります。このような時、浄化槽の使用

者や所有者に対し、告訴・告発を考えているのですが、手続きはどのように進めたらよいのでしょうか。またそのような係争にはどれくらい費用がかかりますか。

【答】
○浄化槽法では、浄化槽の清掃、保守点検、定期検査等が義務付けられています（浄化槽法8条～11条等）。
○都道府県知事等は、違反者に対して、指導、勧告等をし、改善措置、使用の停止を命ずることができる（同法12条）。
○知事等の命令に違反すると、刑事罰もあります（同62条）。
○違反者に対する対処としては、管轄市町村に指導、勧告、命令を求めることが考えられますが、「告訴」「告発」とは刑事責任を追及することであり、上記命令違反がある場合に、さらに刑事責任を求める場面のことです。

○管轄市町村への監督権の行使を求めることについての弁護士費用ですが、具体的な事案により異なりますが、数十万円台前半が一つの目安となるでしょう。

【木村法律顧問から】
当組合法律顧問の木村弁護士は次のとおりです。組合員については、初回無料で相談に応じていただけるということです。

大阪府大阪市中央区
高麗橋4-16-14
SI横堀ビル1階
木村総合法律事務所
電話 06-4963-1381-3

年頭所感 「浄化槽の確実な維持管理を」

大阪府健康医療部生活衛生環境衛生課長 木村 直 昭



新年あけましておめでとう
ございます。

大阪府衛生管理協同組合の
皆様には、日頃より大阪府の
環境衛生行政の推進に格別の
御協力を賜り厚く御礼申し上
げます。

昨年5月8日に新型コロナウイルス
ウィルス感染症の感染症法上
の位置づけが5類感染症とな
り、ようやく日常生活が戻り
ました。コロナ禍において、

業界の皆様方が、適切な感染
防止対策を講じることで、安
定的な尿等の処理体制を維
持していただいたことに、重
ねて御礼申し上げます。

ところで、2025年大阪・関西
万博の開催まで、あと一年あ
まりです。大阪の成長、発展
につながることをできるよう
職員が一丸となって取り組ん
でいます。貴組合におかれま
しても、引き続き、御支援と
御協力いただきますよう御願
い申し上げます。

さて、近年、地震や台風、
集中豪雨といった災害が頻発
し、その被災地では、多くの
方々が不自由な生活を強いら
れます。その際、被災者の健

康管理や衛生対策を行う上で
大変重要になってくるのがし
尿処理です。

平成16年に貴組合と「災害
時団体救援協定」を締結させ
ていただいております。災害に
よる、し尿の収集運搬体制に支
障が生じた場合は、本府から
貴組合へ支援を要請すること
で、し尿の処理体制を迅速に
確保することとしています。

このような協定を締結させて
いただいていることは、大変
心強い限りでございます。心
から感謝申し上げます。心
から感謝申し上げます。心
から感謝申し上げます。心

に、引き続き、災害時におい
ても、し尿等の円滑かつ迅速
な処理が図られるよう、対策
の充実に取り組みでまいりま

すので、関係者の皆様方の御
協力をお願いいたします。

ところで、浄化槽が所期の
性能を発揮し、水環境の保全
に貢献するためには、「適切
な使用」はもとより「適正な
製造、施工、保守点検や清掃」
が必要です。さらに、「法定検
査の受検も不可欠です。府域
における11条検査の受検率は、
14.5%と年々上昇しているもの
の全国平均の47.1%と比べ、低
水準となっていることから、本
府では更なる受検率向上に向
け、注力しているところです。

浄化槽管理者の方々へ直接
応対されている貴組合員の皆
様との連携も大変重要と考え
ておりますので、今後とも御
協力を御願いたします。

結びに、貴組合の益々の御
発展と皆様の御健勝と御多幸
を祈念いたしまして、新年の
御挨拶とさせていただきます。

年頭所感 「浄化槽のさらなる推進」

(一社)大阪府環境水質指導協会々長 坂部 憲一



新年あけましておめでとう
ございます。

皆様方におかれましては、
お健やかに令和6年の新年を
迎えられたことを心からお慶
び申し上げます。

米田理事長をはじめ大阪府
衛生管理協同組合の皆様には、
日頃より当協会の運営に多大

なご支援・ご協力を賜り、厚
く御礼申し上げます。

さて、これまで人々の生活
や社会経済活動に大きな影響
を及ぼしてきた新型コロナウイルス
感染症が、昨年5月には
5類感染症へと見直され、
行動制限・対策は個人や事業
者に判断が委ねられることと
なりました。新型コロナウイルス

感染症拡大前以来の開催
が実現した会合も多く、コロ
ナ禍以前にも増して人と人と
の接点が増えたようにも思い
ます。当協会としましては公
益目的の事業である水環境セ

ミ
ナーを4年ぶりに執行行う運
びとなり、無事終了すること
ができました。

4年続いたコロナ禍からよ
うやく脱出できたかという一
方で、物価やエネルギーコス
トの高騰により、未だ経営に
は苦しい状況が続いています。

皆様におかれましては、国や
自治体からはエッセンシャル
ワーカーとして事業を継続す
ることが求められている中で、
大変なご苦労があらうかとお
察し申し上げます。

さて、浄化槽を取り巻く状
況としましては、令和2年4

月の浄化槽法改正から3年余
りが経過し、府県等による浄
化槽台帳の整備が進んでおり
ます。そのほか、全国的な流
れとして、単独処理浄化槽の
合併処理浄化槽への転換の推
進、大規模災害への備えとし
ての浄化槽の活用、維持管理
費に対する助成制度の創設な
ど、様々な要望が出されてお
り、地域ごとの状況に違いは
あるものの活発な意見交換が
為されています。当協会とし
ましては、大阪府の状況に合
わせた取り組みと、浄化槽の
適切な維持管理のため「保守
点検・清掃・法定検査」を実
施できるように、各行政機関並
びに貴組合の皆様とも連携し
て歩んでいく所存でございます。

結びに、貴組合の益々のご
発展と組合員各位のご健勝を
祈念いたしまして新年のご挨拶
とさせていただきます。

水環境セミナー
盛況のうちに開催

十一月十六日(木) 堺市産
業振興センターにおいて大阪
府環境水質指導協会の主催、
当組合が協賛、大阪府の後援
で「水環境セミナー」が開催
された。

当日は「迫りくる気候危機！
私たちがやるべきこと」と
題してABC朝日放送で天気予
報を担当する正木明氏(気象
予報士・防災士)の講演と
「浄化槽の維持管理と施工上
の要点」と題しニコッ(株)
担当者の講演とがあった。

後半では、新型機種の特徴
と留意点について現場での取
扱いをはじめ、保守点検、清
掃の際の注意点について具体
例を交えた説明があった。

会場では、最新の小型合併
槽の展示も行われ、メーカー
担当者と来場者との熱心なや
り取りがあった。

出品メーカーは次のとおり。
(株)ハウステック・積水ホー
ムテクノ、ニコッ(株)、ア
ムズ(株)、(株)ダイキアクシ
ス・大栄産業(株)、フジクリ
ン(株)、(株)クボタ(順不同)

環境省は昨年、「一般廃棄
物処理の安定的な継続のため
の体制強化について」と題し
各都道府県に局長通知を行っ
た。その中で、

今般の「コロナ」拡大は、
一般廃棄物の適正処理が地域

の生活環境保全と公衆衛生の
向上のために不可欠な業務で
あること、そして廃棄物処理
事業の安定的な継続のためには、
平素からの備えが重要で
あることを改めて認識する機
会となったとして、平時より
一般廃棄物処理業者と連携し
た廃棄物処理事業継続計画の
策定をはじめ、一般廃棄物処
理の安定的な継続のための体
制強化を求めており、かねて
から業界が主張してきた事業
継続の重要性が認められた形
となった。

第37回全国浄化槽
技術研究会

(公財)日本環境整備教育セ
ンターは、表記の研究会に
併せ第45回浄化槽行政担当者
研究会を去る令和5年10月10
・11日に神奈川県のパシフィコ
横浜で開催した。国からは浄
化槽の「少人数高齢世帯に対
する維持管理負担事業」の推
進や汲取り便槽の合併転換な
ど最新の行政課題について講
演があった。

なお、次回の令和6年度
「第38回全国浄化槽技術研究
集会」及び「第46回浄化槽行
政担当者研究会」は長崎県長
崎市で開催の予定。

中浜清掃日程

今後の流注場の清掃予定は
次のとおりです。投入の各組
合員は、計画的な作業をお願
いします。

【受入槽定期清掃】
令和6年3月13日(水)

【受入槽・貯留槽定期清掃】
令和6年1月24日(水)

※なお、清掃当日は終日搬
入停止となります。



(坂部会長の挨拶)



(熱心に聴講する来場者)